

生活福祉資金

緊急小口資金

のしおり

緊急小口資金は、低所得世帯等に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。原則として、自立相談支援事業の利用が要件となります。

制度の概要

- 貸付限度額 100,000円以内（千円単位：千円未満は切捨）
証拠書類（提出書類）に基づいて積算した金額を貸付金額の上限とします。
（例：積算額37,800円⇒貸付額37,000円）
- 据置期間 2か月以内
（借り入れの内容によって決定します。）
- 償還期間 据置期間経過後12か月以内
（借り入れの内容によって決定します。）
- 貸付利子 無利子（償還期限後は残元金に対して3%の延滞利子）
- 送金方法 借受人の指定する金融機関口座に一括送金
※金融機関の休業日には送金できません。

※静岡県社会福祉協議会が申込みを受付けしてから貸付実行（口座入金）までは、審査を経て概ね1週間程度かかります。

貸付の対象となる世帯

次の要件すべてに当てはまる世帯が対象となります。

- (1) 静岡県内（住民票の記載地）に居住している世帯（外国人の場合、現住地に6か月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること）
- (2) 次の要件のいずれかに該当する世帯
 - ・低所得世帯（生活扶助基準の1.7倍以下の所得の世帯）
 - ・障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯で、真に資金の捻出が困難な世帯）
 - ・高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯で、真に資金の捻出が困難な世帯）
- (3) 資金の貸付により、一時的にひっ迫している家計状況が改善される世帯

借受人（借入申込者）

借受人（借入申込者）は、原則世帯主ですが、就労などにより償還可能な収入が見込める者（生計中心者）でも構いません。

貸付対象となる資金の用途

- (1) 医療費または介護費等を支払ったことにより、臨時の生活費が必要なとき
- (2) 火災等の被災によって生活費が必要なとき
- (3) 年金、保険、公的給付の支給開始までに生活費が必要なとき
- (4) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- (5) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより、支出が増加したとき
- (6) 公共料金等の滞納により、日常生活に支障が生じるとき
- (7) 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき（交通費など）
- (8) 給与等の盗難によって臨時の生活費が必要なとき
- (9) その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

貸付審査

- (1) 市町社協において面談、申請手続き、書類等の確認後、静岡県社会福祉協議会（県社協）が申請を受理し、審査を行います。
- (2) 審査において、借入申込者（世帯員含む。）の勤務確認や意志確認など、申請内容を再度確認する場合があります。
- (3) 申請内容に虚偽や真実でない点があつた場合には、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となるだけでなく、法的措置をとる場合があります。
- (4) 審査により、貸付不承認となる場合もあります。

貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。
ただし、資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知を送付します。不承認となった場合、不承認理由はお答えいたしません。
- (3) 貸付を決定した場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

資金の交付方法

- (1) 送金は、本会が申し込みを受付けてから、審査を経て概ね1週間程度かかります。
- (2) 送金先は、借受人名義の口座です。

届出義務について

- (1) 借入世帯に以下のような事由が発生した場合は、市町社協まで速やかに連絡してください。また、それらの事由を証明する書類も提出してください。
 - 住所、氏名を変更したとき…住民票、戸籍抄本 など
 - 状況に著しい変化（死亡、自己破産、長期療養、生活保護受給又は廃止など）があったとき
 - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
- (2) 届出義務を怠った場合には、契約を終了し、一括償還を求める場合があります。

償還について

- (1) 計画どおりに償還されない場合は、督促状を送付するとともに、法的措置をとる場合があります。
償還期日までに償還完了しなかった場合、残元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。
- (2) 貸付金は、いつでも繰上償還することができます。

借入申込に必要な書類

- (1) 借入申込にあたっては、申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原本を提出してください。
- (3) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (4) 申込内容によっては、下記「提出書類」以外の書類の提出を求める場合があります。
- (5) 審査のために提出された書類は、貸付審査結果にかかわらず返却しません。

【本人確認及び世帯の収入状況の分かる書類】

提出書類			
1	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート(外国人は必須※世帯全員分) <input type="checkbox"/> 在留カード(外国人は必須※世帯全員分) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付き)	} いずれか1つ 以上	コピー可
2	<input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し		原本
3	<input type="checkbox"/> 障害者手帳 ※該当者のみ		コピー可
4	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書(世帯全員分)		原本
	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票(収入のある者すべて) <input type="checkbox"/> 自営業者の場合は確定申告書、損益計算書(内訳書)		コピー可

【借入に必要な事由の詳細が確認できる書類】

提出書類			
1	医療費又は介護費を支払ったことにより、臨時の生活費が必要なとき <input type="checkbox"/> 病院・診療所等の医療機関・調剤薬局・介護事業者等が発行した領収書		コピー可
2	火災等の被災によって臨時の生活費が必要なとき <input type="checkbox"/> 官公署が発行した罹災証明書		
3	年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ※年金 <input type="checkbox"/> 年金証書(支給開始日が記載されたもの)または「制度共通年金見込額照会回答票」 ※保険給付 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証、労災認定書及び各種給付の支給決定を証する書類、傷病手当の支給決定を証する書類、または支給決定書などのいずれか ※公的給付 <input type="checkbox"/> 生活保護申請書など、支給決定が明らかになる公的な書類		
4	会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証または離職票 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input type="checkbox"/> 復職証明書 など		

提出書類		
5	滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき □領収書	コピー可
6	公共料金の滞納により、日常生活に支障が生じるとき □請求書 □督促状 □退去通知 など	
7	継続的な支援を受けるための経費 □支援機関からの意見書 など	
8	給与等の盗難によって生活費が必要なとき □警察署が発行する盗難届受理書 □給与明細書 □預金通帳の写し	
9	その他 □雇用契約書、雇用証明書、勤務条件がわかる書類 □支給決定が明らかになる公的な書類 □貸付理由が確認できる書類 など	

【送金に必要な書類】

提出書類		
1	□送金口座の通帳の写し(銀行名・口座番号・名義が記載されたページ)	コピー可
2	□借用書	原本

○申し込み・相談窓口

お住まいの市町社会福祉協議会へ

または、

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 生活支援部
静岡市葵区駿府町 1-70 県総合社会福祉会館内
TEL 054-254-5244

2021.4